

(様式第2号)

長崎森林・山村対策協議会事務処理規程

平成25年7月9日制定

令和6年4月1日改定

(目的)

第1条 この規程は、長崎森林・山村対策協議会（以下「協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 協議会の事務処理は、NPO 法人地域循環研究所が行うものとし、事務責任者を置く。

(事務の区分)

(事務責任者)

一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る事務

NPO 法人地域循環研究所

二 森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金に係る事務

NPO 法人地域循環研究所

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る長崎森林・山村対策協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る長崎森林・山村対策協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）、長崎森林・山村対策協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成25年7月9日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。